

第3章 北九州市次世代育成行動計画

1 基本理念と計画の視点等

(1) 基本理念

子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州
～「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して～

子どもたちが夢や希望を持ち続け、あきらめることなく目指す道を歩んでいけるよう応援することが、子どもたちの未来を育てることにつながります。

また、子どもは、自ら育ち生きる力を持っており、その力は、子ども同士だけでなく、大人をも元気にし、みんなを勇気ある行動に向かわせる力にもなり得ます。

子どもは次代を担う存在であり、わがまち北九州の将来を支える存在となる大切な財産、北九州市の宝です。子どもの成長や子育ては他人事ではなく、すべての市民が自らの事として捉え、それぞれの立場で役割を果たし、互いに協力しあって、子どものために関わるすることが大切です。

子どもの笑顔は、家庭、地域をはじめ、子どもに関わるすべての人を笑顔にします。子どもの成長と子育てを「オール北九州」で応援し、このまちに子どもたちの笑顔の花をたくさん咲かせ、「みんなの笑顔があふれるまち」の創造に取り組んでいきます。

(2) 計画の視点

上記の基本理念を踏まえ、本計画で重視する取り組みの視点は、以下のとおりとします。

ア. 子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする視点

子どもの健全育成や子育て支援の推進にあたっては、子どもの権利(※)を擁護し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重する必要があります。

子どもは自ら育つ主体であり、子ども自身が生きている実感や自己肯定感を持ちながら、思いやりの心を持ち、自立した心を育ていけるよう、家庭、地域、学校等における生活のあらゆる場面で、「子どもの最善の利益」に配慮しながら支援することが重要です。

この計画では、第一に「子どもが主体であり、子どもの権利を大切にする」という視点を共通の基本的な考えとします。そして、本計画を推進するにあたって、積極的に子どもの意見を聴き、すべての施策に反映させていくよう取り組みます。

※子どもの権利：

基本的人権が子どもに保障されるべきことを国際的に定めた条約として、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」があります。1989年、国連総会で採択され、1994年日本も批准しました。条約では、大きく分けて以下の4つの権利をうたっています。

1. 生きる権利

防げる病気などで命を奪われないこと
病気やけがをしたら治療を受けられること など

2. 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること
考えや信じるものの自由が守られ、自分らしく育つことができること など

3. 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること
障害のある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること など

4. 参加する権利

自由に意見を表明したり集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできること など

イ. すべての子どもと家庭を支える視点

すべての子どもとその家庭を対象に、誰一人取り残すことなく支援することを目指します。また、社会的養護が必要な子どもへの支援、児童虐待への対応、障害のある子どもや発達の違いになる子どもへの支援、ひとり親家庭等への支援など、配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えます。

ウ. 子どもの成長と子育てを切れ目なく支える視点

子どもは、段階を経て成長し、次代の親になっていきます。

乳幼児期には、心情、意欲、態度、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われ、学童期には、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、著しく心身も成長します。また、青年期は、より一層の自我意識、社会的意識が発達し、自立に向けた準備が整う時期です。

こうした子ども期から青年期、さらには次の親世代に至る大人期までの長期的な視野に立ちながら、子どもの成長を見守り、切れ目なく支えることが大変重要です。

これに加え、子育てを行う親、すなわち「子育て」についても、子どもの成長段階に合わせ、切れ目なく支援していくことが必要となります。

エ. 地域社会全体で見守り支える視点

子育ての第一義的責任は保護者にあり、保護者が中心となってたくさんの愛情を注ぎながら責任をもって育てることが重要です。加えて、子育ては次代の担い手を育成する営みでもあることから、地域社会全体で子どもとその家庭を支えていく必要があります。地域社会を構成する家庭、地域、学校、企業、行政が、力を合わせて支援する社会の実現に向け、取り組むことが必要です。

〔それぞれの役割〕

家庭	子どもの健全な成長を支える最も重要な生活の場であり、親や家族の愛情の下で基本的な生活習慣を身に付けるとともに、人に対する信頼感や倫理観、自立心などを育みます。
地域	地域社会全体で子どもを育てていくという認識を共有し、地域住民が主体となった子育て支援活動などを通じて、見守り、ふれあい、支え合う輪を広げます。
学校	子どもたちの生きる力と豊かな心を育む教育の充実に努めるとともに、関係機関や地域などと連携しながら、子どもが自ら主体性をもって成長していけるよう、機能・役割の充実に努めます。
企業	子どもの健全な成長のためには、男女が共に協力しながら子育てに向き合うことが必要という認識を共有し、仕事と子育ての両立支援への取り組みを進めます。また、地域社会の一員として、福祉、芸術、文化、スポーツなど、地域社会への一層の貢献と参画に努めます。
行政	子どもの健全育成や子育て支援の推進に向けて、市民のニーズや地域の実情に応じたきめ細かな施策の推進や、地域住民や企業等が主体となった活動の支援・促進に取り組むとともに、家庭や地域、企業をはじめ地域社会全体の理解と協力を求めています。

（３）少子化社会への対応

少子化・人口減少社会の問題は、結婚や妊娠、出生など個人の考え方や価値観に関わる問題であり、個人の自由な選択が最優先されることは言うまでもありません。

一方で、少子化等による人口構造の変化は、労働力人口の減少や経済成長への影響、社会保障体制の維持、子ども同士の交流機会の減少など、社会経済全体のみならず子どもの成長にも深刻な影響が懸念される社会的課題であり、この少子化の進行に歯止めをかけるため、国や自治体、地域を挙げて、対策に取り組むことが求められています。

これらを踏まえ、本市は、本計画において、親子の健康保持や増進、質の高い乳児・幼児期の教育や保育の提供、青少年の健全育成、配慮を要する子どもや家庭への支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、安全安心なまちづくりなどに取り組む、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができる地域社会の実現を目指します。

2 計画の目標と施策

この計画（北九州市次世代育成行動計画）は、基本理念や計画の視点、「元気発進！子どもプラン（第2次計画）」の成果や課題、「次世代育成支援対策推進法」等を踏まえ、次の5つの目標と、目標を達成するための15の具体的な施策で構成します。

目標1 安心して子どもを産み育てられるまちをつくる

子どもを安心して産み育てるためには、産前産後を切れ目なく支援するとともに、親子の健康の保持・増進に努めることが重要です。

親子の心と体が健康でいられる環境づくりを目指し、妊娠・出産から乳幼児期及び思春期の保健・医療体制の一層の充実を図ります。

[施策]（1）母子保健の充実
（2）母子医療体制の維持・強化

目標2 子どもや若者が健やかに成長するまちをつくる

子どもには、それぞれの発達段階で生涯の人格形成にとって重要な時期があり、わたしたちは、その時期に最も必要となる適切な環境を用意しなければなりません。また、一人一人の状況に合わせて関わっていくことが重要です。

乳児・幼児期は、幼稚園・保育所等において、保育者が子どもの個人差に留意しながら、成長をサポートする必要があります。「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」等を踏まえた乳児・幼児期の教育・保育の質の向上や、職員研修等を通じた幼稚園教諭・保育士の専門性の向上を図っていきます。

学童期・青少年期は、学校や放課後児童クラブ、その他の居場所において、様々な体験や学び、人との関わりを通じ、主体性を育むことができるよう子どもを応援するとともに、必要な環境整備を進めます。

また、いじめや長期欠席、非行、引きこもりなど、子どもや若者が直面する様々な問題に対し、しっかりと寄り添い、共に歩むことで、その解決に取り組みます。

[施策]（3）乳児・幼児期の教育や保育の充実
（4）放課後児童の健全育成
（5）地域における子どもの居場所づくり
（6）こころの教育、体験・学習機会の充実
（7）青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援

目標3 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

子どもの成長や子育てを支える取り組みは、すべての子どもやその家庭が対象です。その中でも、養育困難、虐待、障害、ひとり親、経済的困難などの子どもやその家庭

には、その状況に配慮した支援が必要です。

社会的養護が必要な子どもや、障害のある子どもの成長と自立を支援するため、子どもやその家庭の状態に応じた適切な支援の充実を図ります。

児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に向けた取り組みを進めるとともに、すべての子どもの人権が尊重される社会づくりを進めます。

ひとり親家庭が抱える様々な悩みや不安に対応するとともに、経済的・社会的な自立に向けた支援を行います。

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的困難を抱える子どもやその家庭に対する支援を総合的に進めます。

[施策] (8) 社会的養護が必要な子どもへの支援

(9) 児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進）

(10) 障害のある子どもや発達の気になる子どもへの支援

(11) ひとり親家庭等への支援

目標4 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる

子育てに悩みや不安はつきものですが、身近に相談できる人や、支えてくれる人がいれば、子育ては楽しく、魅力あるものになると考えられます。

子育てに悩む家庭を支えるために、相談支援体制の充実や、シニア世代等地域の人材の養成や活躍の場の提供、ネットワークづくりを進めます。

教育の原点である家庭に、子育てを学ぶ場を提供するなど、家庭の教育力の向上に努め、保護者の悩みや不安の解消につなげていきます。

子育て世帯が仕事と家庭を両立し、子育てに向き合えるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進を図るとともに、男性の家事・育児等への参画を促進するための取り組みを推進します。

[施策] (12) 子育てを応援する体制づくり

(13) 家庭の育児力・教育力の向上

(14) 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり

目標5 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる

安心して暮らせること、安全に活動できることは、子育てしやすいまちづくりを進めるうえで、欠くことのできない重要な要素であるとともに、他の目標を支える基盤となるものです。

犯罪や事故などから子どもを守るため、子どもの視点に立った安全・安心なまちづくりを進めます。子どもやその家庭が日々の生活を安心して過ごせるよう、良質な住環境や生活環境の整備を進めます。

[施策] (15) 子どもの安全を守る環境整備

基本
理念

子どもたちの未来を育み、みんなの笑顔があふれるまち北九州

「子育て日本一を実感できるまち」の実現を目指して

視点

- ① 子どもが主体であり、子どもの権利を大切に
- ② すべての子どもと家庭を支える
- ③ 子どもの成長と子育てを切れ目なく支える
- ④ 地域社会全体で見守り支える

目標 安心して子どもを生み育てられるまちをつくる

1

- (1) 母子保健の充実 → ① 安心して妊娠・出産できる仕組みづくり ② 乳幼児の健やかな発育・発達への支援 ③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実
- (2) 母子医療体制の維持・強化 → ① 周産期医療・小児救急医療体制等の維持・確保 ② 子どもの感染症予防の推進

目標 子どもや若者が健やかに成長するまちをつくる

2

- (3) 乳児・幼児期の教育や保育の充実 → ① 教育・保育の質の向上と量の確保 ② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育の充実 ③ 幼稚園、保育所等と小学校の連携の充実 ④ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実
- (4) 放課後児童の健全育成 → ① 放課後児童クラブの環境整備 ② 放課後児童クラブの魅力の維持・向上
- (5) 地域における子どもの居場所づくり → ① 子どもの遊び環境の充実 ② 地域団体、NPOとの協働等による子どもが主役の居場所づくり
- (6) こころの教育、体験・学習機会の充実 → ① 学校等におけるこころの教育の推進 ② 体験活動等を通じた学びの機会の提供・充実 ③ 児童文化科学館の移転新設（新科学館の整備）
- (7) 青少年の非行防止や自立・立ち直りの支援 → ① 非行を防止するための取り組みの推進 ② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進 ③ いじめや長期欠席（不登校）へのきめ細やかな対応 ④ 若者の自立を支援する環境づくり

目標 配慮を要する子どもや家庭をしっかりと支えるまちをつくる

3

- (8) 社会的養護が必要な子どもへの支援 → ① 里親やファミリーホーム、特別養子縁組の普及促進 ② 児童養護施設における生活環境整備の促進や家庭支援機能の強化 ③ 一時保護中や里親委託・施設入所中の子どもの権利擁護の取り組み
- (9) 児童虐待への対応（北九州市子どもを虐待から守る条例の推進） → ① 児童虐待の未然防止 ② 児童虐待の早期発見・早期対応・相談・支援の強化
- (10) 障害のある子どもや発達の問題になる子どもへの支援 → ① 心身の発達が気になる子どもの早期発見と相談・支援体制の強化 ② 障害のある子どもの受け入れ体制の強化
- (11) ひとり親家庭等への支援 → ① ひとり親家庭の生活の安定と向上 ② 子どもの貧困対策

目標 子育ての喜び・楽しさを得られるまちをつくる

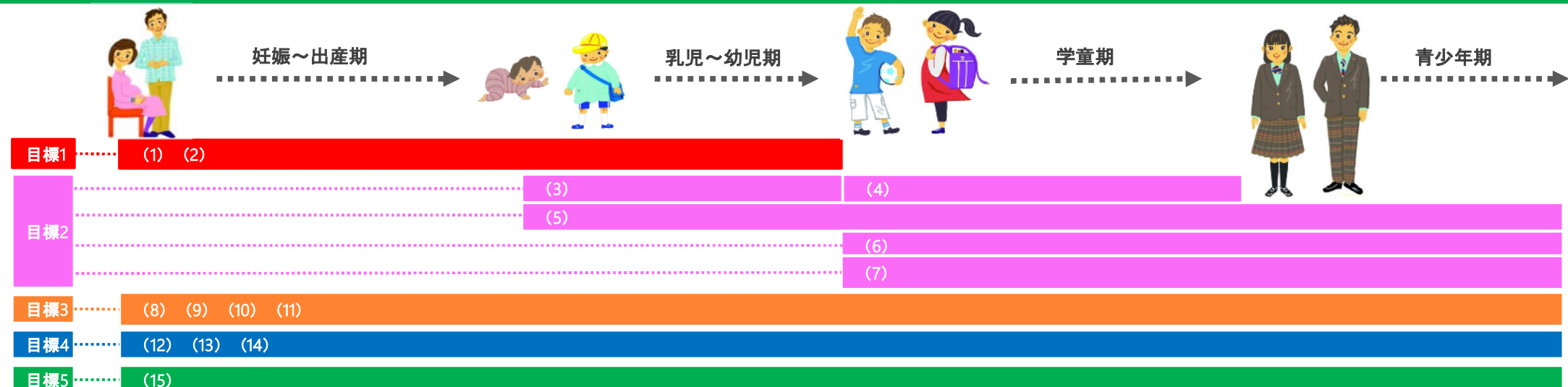
4

- (12) 子育てを応援する体制づくり → ① 地域における子育て支援の環境づくり ② 子育てを支える人材の育成・活用 ③ 子育て家庭への経済的支援 ④ 市民が利用しやすい相談体制 ⑤ 子育てに関する情報が届く仕組みづくり、PRの強化 ⑥ 外国人市民の子ども・保護者への支援
- (13) 家庭の育児力・教育力の向上 → ① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の育児力・教育力の向上 ② 基本的生活習慣の定着や食育の推進
- (14) 子育てと仕事との両立に向けた環境づくり → ① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進 ② 男性の家事・育児への参画促進 ③ 結婚・妊娠・出産を希望する方への支援

目標 子どもが安全安心に暮らせるまちをつくる

5

- (15) 子どもの安全を守る環境整備 → ① 子育てにやさしい都市・住環境の整備 ② 安全・安心を実感できる防犯・防災のまちづくり



3 計画とSDGsの関係

(1) 北九州市のSDGs達成に向けた取り組み

「^{エスディージーズ}SDGs」(持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで、全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。

「地球上の誰一人として取り残さない」ことをスローガンに17のゴールを掲げ、開発途上国のみならず、先進国も取り組むこととされています。

北九州市は、公害克服の経験から培ってきた市民力、ものづくりの技術を活かし、「低炭素社会づくり」を目指した「環境モデル都市」や、「環境」「社会」「経済」の3側面の課題解決を目指す「環境未来都市」をはじめ、さまざまな取り組みを行ってきました。

こうした取り組みが高く評価され、2018年4月、OECDより「SDGs推進に向けた世界のモデル都市」にアジア地域で初めて選定されました。また、2018年6月には、国より「SDGs未来都市」に選定されました。

北九州市は、今後も、SDGsの先進都市として、市民や企業、団体などと連携し、市一体となってSDGs達成に向けて取り組んでいきます。

(2) 本計画とSDGsのゴールとの関係

本計画の取り組みは、SDGsの17のゴールのいずれかにつながります。

SDGsのゴールの達成に向け、本計画の取り組みを推進します。



目標	施策		関連する主なゴール
1 安心して子どもを 生み育てられる まちをつくる	(1)	母子保健の充実	   
	(2)	母子医療体制の 維持・強化	  
2 子どもや若者が 健やかに成長する まちをつくる	(3)	乳児・幼児期の 教育や保育の充実	   
	(4)	放課後児童の 健全育成	   
	(5)	地域における 子どもの 居場所づくり	   
	(6)	こころの 教育、体験・ 学習機会の充実	   
	(7)	青少年の非行防止や 自立・立ち直りの 支援	    
3 配慮を要する 子どもや家庭を しっかりと支える まちをつくる	(8)	社会的養護が 必要な子どもへの 支援	  
	(9)	児童虐待への対応 (北九州市子どもを虐待 から守る条例の推進)	   
	(10)	障害のある子どもや 発達の気になる 子どもへの支援	   
	(11)	ひとり親家庭等 への支援	    
4 子育ての喜び・ 楽しさを得られる まちをつくる	(12)	子育てを応援する 体制づくり	   
	(13)	家庭の 育児力・教育力 の向上	  
	(14)	子育てと仕事との 両立に向けた 環境づくり	    
5 子どもが安全安心に 暮らせるまちをつくる	(15)	子どもの安全を 守る環境整備	    